

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月7日

【報告期間】 第84期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 日油株式会社

【英訳名】 NOF CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大池 弘 一

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 東京03(5424)6600(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 高 林 建 一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 東京03(5424)6600(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 高 林 建 一

【縦覧に供する場所】 日油株式会社大阪支社
(大阪市北区堂島二丁目4番27号)

日油株式会社名古屋支店
(名古屋市中村区名駅四丁目8番14号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第84期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項に一部訂正すべき事項があり、平成19年10月3日に有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

この有価証券報告書の訂正報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、当該訂正報告書において訂正済みの事項を含め、改めて有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

< (1) ~ (5) 略 >

(6) 取締役の定数

当社は、取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

(8) 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

(9) 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(10) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

（訂正後）

< (1) ~ (5) 略 >

(6) 取締役の定数

当社は、取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

(8) 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

(9) 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(10) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。